



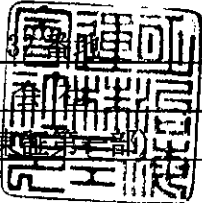

半期報告書の適正性に関する確認書

平成18年12月7日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 西室 泰三 殿

本店所在地 神戸市中央区明石町
 会社名 明治海運株式会社
 (コード番号 9115 東証第一部)
 代表者の
 役 職 代表取締役社長
 氏名(署名) 内田和也

当社の代表取締役社長である内田和也は、当社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第153期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日）に係る半期報告書の提出時点において、当該半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりであります。

記

1. 財務諸表の作成にあたり、業務分担と責任部署が明確化されており、責任部署において適切な業務体制の構築がなされていること。
2. 全ての重要な情報は、適宜経営者に報告されており、また、その情報は半期報告書の作成を担当する経理部門および総務部門に伝達がなされていること。
3. 経理部門では、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「海運企業財務諸表準則」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき財務諸表等を作成している。且つ、作成にあたり、適宜会計監査人の助言ならびに監査を受け、適正な処理がなされていること。
4. 会計監査人と監査役とは、適宜意見交換の機会をもうけており、会計監査人は、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言と共に、監査役へ報告する体制が構築されていること。
5. 監査役会は、社内業務手続が適正に行われていることを適宜確認し、経営者への報告がなされていること。

以上